

東京都公衆浴場地域交流拠点事業補助金交付要綱

	平成 3 1 年 4 月 1 日
	3 0 生消生第 5 8 7 号
一部改正	令和 2 年 3 月 1 7 日
	3 1 生消生第 5 6 5 号
一部改正	令和 2 年 5 月 1 1 日
	2 生消生第 9 7 号
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日
	2 生消生第 4 7 9 号
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日
	3 生消生第 4 2 9 号
一部改正	令和 4 年 6 月 1 5 日
	4 生消生第 1 2 9 号

(目 的)

第 1 この要綱は、公衆浴場の地域住民の健康増進や交流の促進、地域交流拠点としての活用及び持続可能な経営体質への改善に要する経費について、補助金を交付することにより、東京都内の公衆浴場利用者の増加を図り、公衆浴場経営を安定させ、もって都民の浴場利用機会の確保に資することを目的とする。

(補助金交付対象者)

第 2 補助を受けることができる者は、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「浴場組合」という。）とする。ただし、次に掲げる場合に該当することとなったときは、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 浴場組合の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(補助事業及び補助対象経費)

第 3 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、浴場組合本部、複数の支部、各支部、支部内の複数の浴場又は各浴場が実施する事業であって、東京都知事（以下「知事」という。）が第 1 に掲げる目的を達成するために必要と認めた次の事業とする。

- (1) 地域住民の健康増進や交流の促進をはじめ公衆浴場を地域交流拠点として活用し、新たな浴場利用者の開拓につながるとして、浴場組合が選定した事業
- (2) 更なる浴場利用者の獲得や持続可能な経営体質の改善につながるとして、浴場組合が選定した事業

(3)昨今の原油高の経済的影響を大きく受けている公衆浴場の、経営改善に資することを目的として実施する、次の①及び②の公衆浴場利用促進に寄与する事業（以下「公衆浴場利用促進事業」という。）で、浴場組合が選定した事業

① 令和4年7月1日から同年12月31日までの期間に東京都が主催して行うスポーツイベント等と連携して実施する公衆浴場利用促進事業

② ①と連動して実施することにより利用促進事業を盛り立て確実な利用につながる事業で、令和4年7月1日から令和5年1月31日までの期間に行う事業

2 補助の対象とする経費は、補助事業の実施に要する経費（事業の評価・検証に要する経費を含む。）で知事が必要と認めた経費とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費の限度額及び補助金の額）

第4 第3 1(1)の事業に対する東京都が補助の対象とする補助対象経費の限度額は、1件6百万円とする。

2 第3 1(2)の事業に対する東京都が補助の対象とする補助対象経費の限度額は、事業対象浴場1軒当たり16万5千円とする。

3 第3 1(3)①の事業に対する東京都が補助の対象とする補助対象経費の限度額は、1件9千万円とする。また、1(3)②の事業に対する東京都が補助の対象とする補助対象経費の限度額は、1件4千5百万円とする。なお、1(3)①及び②を一体の事業として実施する場合は、東京都が補助の対象とする補助対象経費の限度額は、1件1億3千5百万円とする。

4 1の規定による補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、1件につき4百万円を上限とする。

5 2の規定による補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、事業対象浴場1軒につき11万円を上限とする。

6 3の規定による補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、①については1件につき9千万円を、②については1件につき4千5百万円を上限とする。なお、①及び②を一体の事業として実施する場合は、補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、1件につき1億3千5百万円を上限とする。

7 4から6までの規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第5 浴場組合は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に事業計画書及び誓約書（別記第2号様式）を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第6 知事は、第5の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、浴場組合に通知する。

- 2 知事は、1 の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。
- 3 知事が必要と認めた場合には、浴場組合が、第2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

(申請の撤回)

第7 浴場組合は、第6の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、補助金交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(交付方法)

- 第8 補助金は、原則確定払とする。ただし、事業完了前に補助金の概算払を受けなければ事業の実施が困難であると知事が認めるときは、補助事業につき1回に限り、交付決定金額の4割を上限として補助金の概算払ができるものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、第3 1(3)の事業であって、事業完了前に補助金の概算払を受けなければ事業の実施が困難であると知事が認めるときは、4回を限度に分割して補助金の概算払ができるものとする。
 - 3 浴場組合は、1及び2の規定による概算払を希望するときは、補助金概算払請求書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更等承認申請)

- 第9 浴場組合は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、補助事業の変更等承認申請書(別記第5号様式)により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。
- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更等承認)

第10 知事は、第9の規定による申請書を受領したときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは変更等を承認し、変更等承認書(別記第6号様式)により、また変更等を承認しないときは、通知書(別記第7号様式)により、それぞれ通知する。

(遂行困難となった場合の報告)

第11 浴場組合は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 1 2 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、浴場組合に対し補助事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(事業の遂行命令)

第 1 3 知事は、第 1 2 の規定による報告又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 1 条第 2 項の規定に基づく調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、浴場組合に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(事業の一時停止命令)

第 1 4 浴場組合が、第 1 3 に規定する命令に違反したときは、知事は、浴場組合に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 1 5 浴場組合は、補助事業が終了したとき又は申請年度が終了したときは、実績報告書（別記第 8 号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。第 9（3）の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

(補助金の額の確定)

第 1 6 知事は、第 1 5 の規定による実績報告書を受領した場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定書（別記第 9 号様式）により浴場組合に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 1 7 知事は、第 1 6 の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、浴場組合に対し、当該補助事業について、是正のための措置を命ずるものとする。

(補助金の請求及び精算)

第 1 8 浴場組合は、第 1 6 の規定による通知を受けたときは、知事の指定する期日までに、請求書（別記第 1 0 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 浴場組合は、第 8 3 の規定により補助金の概算払を受けたときは、第 1 6 に規定する額の確定通知を受けた後、補助金概算払精算書（別記第 1 1 号様式）により、交付を受けた補助金の精算をするものとする。

(決定の取消し等)

第 1 9 知事は、浴場組合が次の（1）から（6）までのいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

なお、(1) から (6) までの規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

- (1) 交付決定後において、事情の変更により特別の必要が生じたとき。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) この交付決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）に基づく命令に違反したとき。
- (5) 浴場組合（代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、第 2 の(1)又は(2)に該当するに至ったとき。
- (6) その他、浴場組合（代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、公序良俗に反する等知事が補助の対象として適当でないとするとき。

（補助金の返還）

第 20 知事は、第 19 の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 第 16 の規定により浴場組合に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

（違約加算金）

第 21 知事が、第 19 (2) から (6) までの規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、浴場組合は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（延滞金）

第 22 知事が、浴場組合に対し補助金の返還を命じた場合において、浴場組合がこれを納期日までに納付しなかったときは、浴場組合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金及び延滞金の計算）

第 23 第 21 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、浴場組合の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

- 2 第 22 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納

付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類帳簿の整理保存)

第24 浴場組合は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

(他の規程との関係)

第25 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。